

## ■定款変更届

### 【作成上の注意】

ア この様式は、1. 事務所の所在地変更、2. 基本財産増、3. 公告の方法の変更により、定款を変更した場合にのみ使用します。これ以外の事項と併せて定款変更を行った場合（所在地変更に伴って社会福祉法第30条の所轄庁が変更になる場合を含む）は、「定款変更認可申請書」を使用して下さい。

イ 提出部数：届出書、添付書類ともに各1部

#### 《参考》

##### ・社会福祉法

第四十五条の三十六 定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。

2 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 略

4 社会福祉法人は、第二項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

##### ・社会福祉法施行令（厚生労働省令）

第四条 法第四十五条の三十六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第三十一条第一項第四号に掲げる事項

二 法第三十一条第一項第九号に掲げる事項（基本財産の増加に限る。）

三 法第三十一条第一項第十五号に掲げる事項

2 略

##### ・社会福祉法

第三十一条 略

一 ～ 三 略

四 事務所の所在地

五 ～ 八 略

九 資産に関する事項

十 ～ 十四 略

十五 公告の方法